

通所介護及び介護予防通所介護相当サービス利用料金表

- 利用者負担額＝基本料金＋加算料金＋実費（食費＋日用品代等）
- 下記の基本料金と加算料金は、地域区分別の単価（7級地 10.14円）を含んだ金額です。
- 利用者負担額の減免制度などの対象者である場合は、その認定内容に基づいた負担額となります。

通所介護

利用者負担金 1日分							
基本料金	介護度	6時間以上7時間未満			7時間以上8時間未満		
	利用時間	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
基本料金	要介護1	593円	1,185円	1,777円	668円	1,335円	2,002円
	要介護2	699円	1,398円	2,096円	788円	1,576円	2,364円
	要介護3	808円	1,615円	2,422円	913円	1,826円	2,738円
	要介護4	914円	1,828円	2,741円	1,038円	2,075円	3,112円
	要介護5	1,023円	2,045円	3,067円	1,164円	2,328円	3,492円
加算料金	加算名称	1割負担	2割負担	3割負担	備考		
	入浴介助加算(Ⅰ)	41円	81円	122円	入浴介助を行った場合		
	中重度者ケア体制加算	46円	92円	137円	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築しサービスを行った場合		
	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	57円	114円	171円	機能訓練指導員を1名以上配置し、計画的に機能訓練を行った場合		
	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	77円	154円	231円	機能訓練指導員を2名以上配置し、計画的に機能訓練を行った場合		
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	21円	41円	61円	計画の内容等の情報を厚労省に提出し、情報を活用した場合(1月あたり)		
	栄養アセスメント加算	51円	102円	153円	アセスメントを行い、情報を厚労省に提出し、情報を活用した場合(1月あたり)		
	口腔機能向上加算(Ⅱ)	163円	325円	487円	計画等の情報を厚労省に提出し、情報を活用した場合(月2回限度)		
	科学的介護推進体制加算	41円	81円	122円	心身の状況等に係る基本的な情報を、厚労省に提出し、活用した場合(1月あたり)		
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	23円	45円	67円	介護福祉士を一定割合以上配置している場合		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の9.2%			介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。※所定単位とは、基本料金に各種加算減算を加えた総単位数			

介護予防通所介護相当サービス

利用者負担金 1日分							
基本料金	介護度	1割負担	2割負担	3割負担	備考		
	基本料金	要支援1又は事業対象者	443円	885円	1,327円	月4回以上の場合 (負担1割)1,696円/月、(負担2割)3,391円/月、(負担3割)5,087円/月	
要支援2又は事業対象者		454円	907円	1,360円	月8回以上の場合 (負担1割)3,476円/月、(負担2割)6,952円/月、(負担3割)10,428円/月		
加算料金	加算名称	1割負担	2割負担	3割負担	備考		
	生活機能向上グループ活動加算	102円	203円	305円	生活機能の向上を目的とした計画を立て活動を行った場合		
	栄養アセスメント加算	51円	102円	153円	アセスメントを行い、情報を厚労省に提出し、情報を活用した場合(1月あたり)		
	口腔機能向上加算(Ⅱ)	163円	325円	487円	計画等の情報を厚労省に提出し、情報を活用した場合(月1回限度)		
	科学的介護推進体制加算	41円	81円	122円	心身の状況等に係る基本的な情報を、厚労省に提出し、活用した場合(1月あたり)		
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	90円	179円	268円	※1月当たり <要支援1又は事業対象者>		
		179円	357円	536円	※1月当たり <要支援2又は事業対象者>		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の9.2%			介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。※所定単位とは、基本料金に各種加算減算を加えた総単位数			

共通

実費	食費	780円(おやつを含む)
その他	日用品代	利用者の希望により日用品、嗜好品等を購入される場合。